

## ■ 発刊にあたって

このガイドブックは、横浜マイスターの貴重な技能・技術を市民の皆様にご紹介することを目的に発刊しています。本誌が、手仕事・手作業の素晴らしさを知っていただくためのきっかけとなれば幸いです。

## ■ 横浜マイスター事業とは

横浜市が平成8年度から行っている事業で、市民の生活・文化に寄与する優れた技能職者を「横浜マイスター」に選定しています。

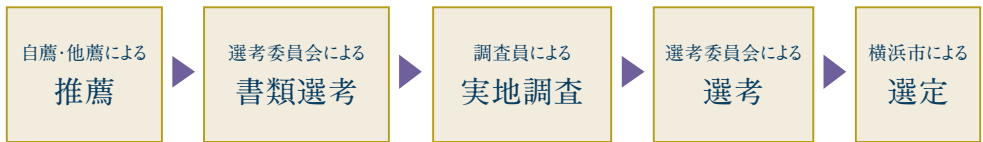
この事業は、横浜マイスターが行う活動を通して、技能職の後進の育成及び貴重な技能の継承を含む横浜市における技能職の振興を図ることを目的としているため、横浜マイスターは、過去の功績だけでなく、将来の活動を期待して選定されています。

## ■ 横浜マイスターロゴマーク

名人の『名』をデザインしたものです。色は名誉を表す「赤」と伝統を表す「紫」を使用しています。



## マイスター選定までの流れ



### ◆対象職種

手作業により又は工程の一部に手作業で制御する機械を用いてものづくり又はサービスの提供を行い、技能の習得に長年にわたる研鑽と経験を要する職種

### ◆主な選定要件

- 1 市内在住の技能職者
- 2 継承を求められる貴重な技能を有すること。
- 3 卓越した技能を有すること。当該職種に係る15年以上の経験年数を有し、技能検定がある職種は1級又は単一等級、その他公的資格のある職種は技能検定1級、単一等級に準じる資格を有すること。
- 4 当該職種により生計を維持していること。
- 5 後進の育成に意欲を有し、技能伝承の能力に優れていること。
- 6 業界の発展及び技能・技能職の普及・振興に意欲及び能力を有すること。
- 7 横浜マイスターとして活動するのにふさわしい人格及び事業管理能力を備えていること。
- 8 横浜マイスターとして5年以上の活動が見込まれること。

## マイスターの活動紹介

1 技能職の後進の育成

2 実演・講演体験教室の実施

3 技能職体験入門者の受入

4 その他技能職振興活動

「マイスター」は専門技術を身につけた職人を意味します。しかし、横浜マイスターはその卓越した技量を証明したり功績を顕彰したりするための制度ではありません。技能職者の代表として、学校、行事などでの実演・講演などを通して技能の魅力に社会に広く伝え、また、後進を育成するなど、技能職振興を図るのが横浜マイスターの役割です。

**お問い合わせ** ※横浜マイスターの派遣をご希望の場合は、雇用労働課へご相談ください。

横浜市 経済局 雇用労働課

TEL: 045-671-4098 FAX: 045-664-9188 E-mail: ke-ginou@city.yokohama.jp

詳しくは 本市ホームページ [横浜マイスター](#) をご覧ください